

二級河川夏井川水系河川整備計画(案)の縦覧について

福島県では、夏井川支川新川流域にて甚大な被害をもたらした令和5年9月豪雨を契機として、新川及び宮川の整備計画区間を変更した夏井川水系河川整備計画(案)を取りまとめました。

つきましては、地域の皆様から幅広く御意見を伺うため下記により縦覧します。

記

1 意見の対象

「二級河川夏井川水系河川整備計画(案)」

2 対象河川

別紙 27 河川 (福島県管理区間)

3 縦覧(意見募集)

(1) 期間

令和7年10月31日(金)～令和7年11月14日(金)

土日を除く、8時30分～17時15分

(2) 縦覧場所

福島県河川計画課、福島県県中建設事務所、福島県いわき建設事務所、
いわき市、田村市、小野町

※案は福島県いわき建設事務所のホームページにも掲載しています

4 意見

(1) 意見書作成

ア 縦覧場所備え付けの様式を使用して作成

イ ホームページ掲載の様式(ワード)をダウンロードして作成

(2) 提出方法

ア 縦覧場所の担当者へ提出

イ 電子メールにより提出(提出先: iwaki.ken@pref.fukushima.lg.jp)

件名に「二級河川夏井川水系河川整備計画(案)」と明記願います。

5 注意事項

(1) 意見書は日本語で記入願います

(2) いただいたご意見は公表します(属性(市町村、年代等)を含む)

なお下記(6)に該当する場合を除きます

(3) 電話でのご意見は受け付けておりません

(4) ご意見に対し、個別にお答えすることはできません

(5) 期限までに提出されなかったもの及び上記以外の方法で提出されたものは無効といたします

(6) 下記のいずれかに該当する場合は無効とする場合があります

ア 個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容

イ 個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容

ウ 個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容

エ 法律に違反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容

オ 営業活動等営利を目的とした内容